



31東京漁調第102号  
令和元年12月18日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文



東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第67条第1項の規定により下記のとおり指示しましたので、ご  
了知願います。

記

東京漁調指示第10号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの制限

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局  
電話 03-5320-4852(直通)



別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
日野市	大坂上一丁目	212001-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
日野市	大坂上一丁目	212001-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第八百五十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和元年十二月十八日

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給水施設	運搬給水施設	品川区八潮一丁目一番三号地先	令和元年十二月二十日から令和二年二月十二日まで

●東京都告示第八百五十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

令和元年十二月十八日

種類	名称	所在地	開場日時
橋りょう	橋りょう付帯施設(遊歩道)	小池 百合子	令和元年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで 令和二年一月一日午前零時から午後六時まで (通常午前十時から午後六時まで)

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合
- (二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。
- (三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの

四 この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

五 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。  
(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 令和二年二月一日から同年六月三十日まで及び令和三年一月一日から同月三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和二年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いは、別に関係委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十一号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和二年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する

取扱いは、別に関係委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和二年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣り漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数三トン以上の船舶を使用する操業

(二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業

(三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 令和二年九月一日から令和三年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこ

の漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 二百隻

神奈川県 三十隻

千葉県 二十五隻

静岡県 九十隻

その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和二年十月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までとする。

公 告

被災者生活再建支援法に係る自然災害の認定  
について

令和元年十月十二日、大田区及び八王子市の区域内において発生した令和元年台風第十九号による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

令和元年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子